明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

平成26年
3　月
目　録

発　行　所
独立行政法人国立印刷局

本紙　第六二四〇号から第六二五九号まで
号外　第四二号から第七三号まで　特第五号から特第六号まで

※　法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。

◎凡　例

1件名の上のゴシック数字は番号を示す。
2件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。

## 法律


三　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律　三一　特6　三八
四　地方税法等の一部を改正する法律　三一　特6　四六
五　地方交付税法等の一部を改正する法律　三一　特6　六九
六　奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律　三一　特6　七六
七　沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律　三一　特6　八九
八　過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律　三一　特6　九二
九　成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律　三一　特6　九三
一〇　所得税法等の一部を改正する法律　三一　特6　九三
一一　地方法人税法　三一　特6　二三
一二　関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律　三一　特6　二四一
一三　雇用保険法の一部を改正する法律　三一　特6　二四一
一四　国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律　三一　特6　二四三


## 政令


五一　利息制限法施行令等の一部を改正する政令　五　44　三
五二　電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令　五　44　三
五三　金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令　五　44　三
五四　預金保険法施行令等の一部を改正する政令　五　44　四
五五　環境省組織令の一部を改正する政令　七　二
五六　消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令　七　二
五七　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令　一二　二
五八　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令　一二　二
五九　航空機燃料譲与税法施行令の一部を改正する政令　一二　二
六〇　漁船損害等補償法施行令の一部を改正する政令　一二　三
六一　日本中央競馬会の平成二十六事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令　一二　三
六二　道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　一四　二
六三　道路交通法施行令の一部を改正する政令　一四　二
六四　平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成二十五年九月十五日から同月十七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令　一四　二
六五　平成二十五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令　一四　四
六六　一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令　一四　四
六七　航空機製造事業法施行令の一部を改正する政令　一九　二
六八　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令　一九　二
六九　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令　一九　三
七〇　貸金業法施行令の一部を改正する政令　二四　61　三
七一　薬事法施行令の一部を改正する政令　二四　61　三
七二　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　二四　61　三
七三　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令　二四　61　三
七四　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令　二四　61　三
七五　国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律附則第九条第五項の政令で定める年齢等を定める政令　二四　61　二一
七六　行政機関職員定員令の一部を改正する政令　二四　61　七三
七七　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部を改正する政令　二六　64　二
七八　公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令　二六　64　三
七九　特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令　二六　64　四
八〇　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令　二六　64　四